

議案第六十三号

港区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年九月十日

提出者 港区长 武井雅昭

港区女性福祉資金貸付条例の一部を改正する条例

港区女性福祉資金貸付条例（昭和五十年港区条例第十八号）の一部を次のように改正する。
第十八条中「十・七五パーセント」を「五パーセント」に改める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の港区女性福祉資金貸付条例第十八条の規定は、平成二十七年四月一日以後の期間に係る延滞利子の計算について適用し、同日前の期間に係る延滞利子の計算については、なお従前の例による。

（説明）

女性福祉資金貸付事業の適正な運用を図るため、延滞利子の利率を引き下げる必要があるの
で、本案を提出いたします。